

奈良県議会議長 川口 正志 様

防災・県土強靱化対策
特別委員会 調査報告書

平成31年3月15日

防災・県土強靱化対策特別委員会

目次

I 調査事件	1 P
1 所管事項	1 P
2 調査並びに審査事務	1 P
II 調査の経過	1 P
III 調査の結果	1 P
1 奈良県の取組状況	1 P
(1) 人命を守る	2 P
(2) 県民の生活を守る	5 P
(3) 迅速な復旧・復興を可能にする	6 P
2 有識者からの意見聴取	7 P
危機管理を機能させるための着眼点について	7 P
3 県内の取組状況	8 P
(1) 災害対策本部室	8 P
(2) 平成12年度治山事業地	9 P
(3) 山田B沢通常砂防事業箇所	9 P
(4) 曾我川緑地	9 P
(5) 奈良市消防局	10 P
4 提言等	11 P
(1) 危機管理対応全体の基本的な考え方について	11 P
(2) 砂防指定地台帳及び附図の整備について	11 P
(3) 帰宅困難者について	12 P
(4) 県有施設等の安全対策について	12 P
(5) 避難行動要支援者等に対する支援について	12 P
(6) 浸水被害対策について	13 P
5 おわりに	13 P
防災・県土強靱化対策特別委員会調査経過	15 P
防災・県土強靱化対策特別委員会名簿	17 P

I 調査事件

1 所管事項 防災力向上及び県土の強靱化に関すること

2 調査並びに審査事務

- (1) 奈良県国土強靱化地域計画に関すること
- (2) 地域防災計画の推進に関すること
- (3) 治水対策・土砂災害対策等の推進に関すること

II 調査の経過

東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民の生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行された。また、平成26年6月には、これに基づき「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、大規模自然災害等に備えて、事前防災、減災に関する施策を総合的に推進することとされた。

奈良県においても、平成18年4月に「奈良県地震防災対策アクションプログラム」を策定して大規模地震対策を進めてこられ、平成28年5月に「奈良県国土強靱化地域計画」を策定された。

また、奈良県の地域における大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県土及び住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、災害対策基本法第40条に基づく「奈良県地域防災計画」を「水害・土砂災害等編」及び「地震編」としてそれぞれ定めている。平成26年4月には、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、全面的に見直すとともに、「奈良県地域防災活動推進条例」を施行するなど、防災・減災のための施策に取り組んでこられた。

本委員会は、災害に強い県土整備による減災対策の推進、地域防災計画の着実な推進を調査の目的として、平成29年7月3日に設置された。以来、14回にわたり委員会を開催し、関係部局からの説明を聴取するとともに、有識者からの意見聴取や県内における取り組みなどの調査を行った。

III 調査の結果

1 奈良県の取組状況

県は、「奈良県国土強靱化地域計画」及び「奈良県地域防災計画」の実施計画として、「国土強靱化アクションプラン」を策定、大規模地震災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指している。

このため、県は、人命を守る、県民の生活を守る、迅速な復旧・復興を可能にするという3つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組んでいることから、本委員会では、下記の実施内容について調査を行った。

(1) 人命を守る

【地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施】

- ① 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化の促進、老朽化した県営住宅の建て替え等、公立小中学校施設の一層の耐震化、県立学校施設の耐震化、社会福祉施設の耐震化の促進、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、鉄道駅及び高架橋などの耐震化支援など。

- ・ 住宅等における安全の確保

家具の転倒防止対策等の普及・啓発、住宅新築に係る中間検査、完了検査の徹底など。

- ・ 市街地における安全性の確保

都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランの策定支援、市街地等の道路における無電柱化の推進など。

- ・ 文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進

- ・ 帰宅困難者対策

県外就業者・就学者（県民）に対する啓発、帰宅困難者対策ガイドラインの策定、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練の実施など。

- ② 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 河川整備等総合的な治水対策の推進

大和川流域の内水対策や浸水常襲地域対策、貯留機能としてのため池の保全、県管理の河川施設の老朽化対策及び耐震対策の推進など。

- ・ 洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化

河川監視ライブカメラを活用した水防情報の提供の充実など。

- ③ 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 土砂災害対策の推進
代替性のない避難所や要配慮者利用施設などにおけるハード対策の先行的実施など。
- ・ 土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練の支援など。
- ・ ため池の防災対策
市町村が行う堤高15m以上の農業用ため池のレベル2地震動に対応した地震点検・調査に対する支援、防災重点ため池の耐震調査及びハザードマップ作成などに対する支援など。

- ④ 避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 災害時の確実な情報の伝達
市町村の避難勧告等の発令基準の見直しに対する支援、土砂災害や水防情報等の情報発信体制の更なる強化など。
- ・ 災害時要援護者支援対策
市町村に義務づけられた避難行動要支援者名簿の作成や個別計画の策定支援、福祉避難所の整備に関する市町村への助言、外国人向け災害情報の伝達体制の強化など。
- ・ 住民避難に係る施設の整備等
- ・ 防災知識の普及啓発・防災教育
防災知識の普及啓発、防災教育、防災訓練等の実施、学校における防災教育及び防災訓練の充実、教職員を対象とした防災研修会の実施など。

【救助・救急、医療活動等の迅速な実施】

- ① 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 非常用物資の確保
自発的な備蓄促進の啓発活動、医薬品等販売業者の取扱品目、流通経路等の把握など。

- ・ 救援物資等の搬送の確保
救援物資対応マニュアルの作成、緊急輸送道路ネットワークの確保など。

② 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 警察機能の強化
耐震性の低い警察施設の改修工事等の実施、信号機電源付加装置の整備、交番の警察本部、警察署とのネットワーク化など。
- ・ 消防力の強化
消防団員、救命救急士の人材確保、県外からの緊急消防援助隊の受入体制の整備、消防庁舎の耐震化など。
- ・ 陸上自衛隊の駐屯地誘致
- ・ 奈良県広域防災拠点の整備
災害救助のためのベースキャンプ、救援物資の備蓄・集配機能などを有する応急活動の拠点機能の整備。
- ・ 防災関係機関と連携した災害対応訓練等の実施
- ・ 自主防災力の強化
防災リーダー、防災士の養成など。

③ 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 医療救護活動の促進
災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援、資質向上、DMAT活動マニュアルの充実やトリアージ体制の強化など。
- ・ 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備
- ・ 奈良県広域災害救急医療情報システムの運用による医療機関情報の共有
- ・ 食中毒・感染症等の対策
衛生・健康教育の実施、食品営業施設に対する監視指導など。
- ・ 発災後の遺体捜索、検視、検案、収容及び火葬等
- ・ 医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化
- ・ 汚水処理機能継続の確保
市町村の下水道BCP策定支援。

④ 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 災害時孤立のおそれのある地区におけるエネルギーの確保
- ・ 緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上

緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策など。

- ・ 孤立化防止のための土砂災害対策
- ・ ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施
- ・ 奈良県ヘリポートの管理・運営の強化

(2) 県民の生活を守る

【県民の生活に必要な行政機能、企業活動維持】

① 県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 県有施設等の強化
県有建築物の耐震改修の促進、既設非常用発電設備の整備など。
- ・ 業務継続体制の整備
- ・ 職員等の防災教育及び対応力強化
- ・ 相互応援協定などに基づいた自治体間の連携を強化

② サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 企業防災活動等の促進
BCP策定セミナーの開催など。
- ・ 被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保
- ・ オフィスや生産拠点の本県への立地を促進
- ・ 物流ルート of 整備・保全、耐災害性の向上
骨格幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策など。
- ・ 企業活動継続のための総合的な治水対策
大和川流域の内水対策や浸水常襲地域対策など。

【ライフラインの確保】

① 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 多様なエネルギー供給源の確保
避難所や災害時拠点となる施設への非常用電源の導入促進、スマートハウス等の普及拡大など。

- ・ ライフライン関係機関等との連携

② 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供用停止を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 水道施設の耐震化
- ・ 下水道施設の老朽化対策、耐震化等
- ・ 農業集落排水施設の耐震化

③ 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上
骨格幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策など。

【二次災害の防止】

① ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 老朽化した農業用ため池の改修を促進
- ・ ダムの耐災害性の向上
県管理ダムの老朽化対策、耐震対策など。
- ・ 土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進

② 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 農地・森林の保全・整備
農村資源を活用した地域づくり、間伐等の森林整備の促進など。
- ・ 農業利水施設の機能保全
農地・農業利水施設の整備、県が造成した基幹的農業利水施設における機能保全計画の策定、河川に設置されている井堰の機能保全計画の策定など。
- ・ 治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全

(3) 迅速な復旧・復興を可能にする

【地域社会、経済の迅速な再建・回復】

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定等
- ・ ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進
- ・ 災害廃棄物処理における訓練等の実施促進

- ② 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進
- ・ 関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築

- ③ 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態を防ぐ

<主な取り組み>

- ・ 大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携
- ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）構成員となる精神医療従事者の能力向上を促進
- ・ 市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援
- ・ 災害ボランティア活動等の支援
- ・ 県民の地震保険加入率の向上
- ・ 災害時に土地の境界線を復元できるように、地籍の明確化を促進
- ・ 物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上
骨格幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策など。

2 有識者からの意見聴取

危機管理を機能させるための着眼点について

政策研究大学院大学教授、防災・危機管理コースディレクターの武田文男氏から危機管理を機能させるための着眼点について意見聴取を行った。その内容は次のとおりである。

行政や住民、企業や専門家といった人たちが、それぞれの役割をしっかりと認識をして、共通の意識をもって協力することが必要である。そのためには、常に

意見交換を行い、情報を共有するリスクコミュニケーションが重要となる。

危機管理にあたっては、悪い情報は、不完全であっても、すぐに上司に報告するのが鉄則である。間違っていた場合は、後に訂正することとし、できるだけ早く情報をあげることが重要である。

実際に災害が発生した場合には、首長が陣頭指揮をとり、住民への呼びかけも、首長がみずから住民に、時期を失せず定期的に正確に公表し、広報窓口を一元化することも非常に重要である。人命の救助が何よりも最優先であり、自助、共助、公助が互いに連携する必要がある。

3 県内の取組状況

(1) 災害対策本部室

(調査目的：奈良県防災行政通信ネットワークについて)

県では、県民への災害情報の迅速な提供、市町村及び防災関係機関等との情報共有を目的として、奈良県防災行政通信ネットワークを導入していることから、災害対策本部室において、その現状を調査した。

○導入のメリット

新たな奈良県防災情報システムを導入したことで、災害情報を「時系列」と「場所」の両方の観点から集約し、共有することにより的確な状況把握と適切な応急対策の推進を可能にした。また、情報の二重入力を極力なくし、自動集計機能等により災害対策本部事務などの人的負荷も軽減される。さらに、Lアラートとの連携を図ることもでき、県民に対して迅速な情報提供が可能である。

○災害に強い回線構成

大容量光ケーブルの有線系回線の新設と地震に強い衛星系無線回線の更新により二重化を実施。さらに、非常用として衛星携帯電話を備えた三重化構成とし、災害に強い回線構成となっている。

○Lアラートによる情報伝達・共有

Lアラートは災害情報を迅速に提供するために、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営する災害情報共有システムである。災害対策本部設置、避難勧告等発令、避難所開設といった緊急を要する個別防災情報は、Lアラートにより報道機関等を通じて県民へ迅速に提供できる。

○個別報告等

災害発生箇所ごとに時系列で情報を集約することが可能である。県、県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関で時系列及び地図により情報共有することができる。

(2) 平成12年度治山事業地

(調査目的：平成12年度治山事業地について)

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活の保全・形成等を図る重要な県土保全政策の一つであり、県では、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図るために災害に強い県土づくりに重点を置いて実施されている。平成11年度の災害により事業実施された天理市苅原町の現状を調査した。

平成12年度治山事業地は、平成11年度の災害により道路が遮断され、住民生活への影響も大きいため、事業実施されたものである。平成12年度には工事が完成し、17年が経過した現在は雑木が繁茂し、山に戻っている状況である。

(3) 山田B沢通常砂防事業箇所

(調査目的：山田B沢通常砂防事業箇所について)

県は、代替性のない避難所や24時間入居している要配慮者利用施設などの防災上重要な施設が存する箇所について、土砂災害対策を先行的に実施していることから、天理市山田町の山田B沢通常砂防事業箇所の現状を調査した。

当該箇所は、天理市が指定した避難所が保全対象になっており、土石流が発生した際には、これらの施設に多大な被害を与えるため、早期に対策が行われている。

<事業の実施状況>

●保全対象：避難所（やまだこども園、山田公民館）、人家5戸

●全体事業費：230百万円（H25～H31）

●H29事業費：98百万円

●事業内容：コンクリート堰堤工 1基

工事延長 180m

工期 平成29年3月14日～平成30年3月26日

工事費 約136百万円

(4) 曾我川緑地

(調査目的：大和川流域の浸水常襲地域における遊水地の整備について)

曾我川緑地は、大和川総合治水対策の一環として、都市化の進展が著しい曾我川流域の治水安全度の向上を図るために計画された。

洪水時曾我川の水を計画的に越流、貯水させ、下流の災害を防ぐ目的の河川事業と平常時には、橿原市の公園として利用するための都市公園事業として、県と橿原市が連携して進めてきた。

<施設概要>

ちびっ子広場：1 8 0 0 m² コンビネーション遊具・砂場

芝生広場：5 5 0 0 m² パーゴラ・あずま屋

多目的広場：1 1 0 0 0 m²

テニスコート：1 6 0 0 m² 2面

駐 車 場：4 9 0 0 m² 1 1 9 台

ト イ レ：2箇所

体 育 館：トレーニングルーム・アリーナ・武道館

構造 R C造り 2階建て

建築面積 4 7 1 5 . 3 3 m²

延床面積 3 0 5 0 . 0 0 m²

事 業 機 関：平成元年度～平成14年度

事 業 費：26億円

(5) 奈良市消防局

(調査目的：緊急消防援助隊の活動について)

○緊急消防援助隊の概要について

大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるように全国の消防機関相互による援助体制を構築する。

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づいて、消防庁長官が部隊を登録する。

○平成30年7月豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣状況

奈良県大隊は、7月7日から7月12日までの間、岡山県倉敷市真備町呉妹地区を中心に救出・救護等消防活動を実施。

<緊急消防援助隊奈良県大隊の構成>

(1) 第一次派遣隊 (7月7日～9日)			うち、奈良市消防局	
都道府県指揮隊	2 隊	8 人	1 隊	4 人
消火隊	5 隊	2 5 人	1 隊	5 人
救助隊	4 隊	2 0 人	1 隊	5 人
救急隊	3 隊	1 0 人	1 隊	4 人
後方支援隊	5 隊	1 6 人	1 隊	4 人
計	1 9 隊	7 9 人	5 隊	2 2 人

(2) 第二次派遣隊 (7月9日～11日)			うち、奈良市消防局	
都道府県指揮隊	2 隊	8 人	1 隊	3 人
消火隊	5 隊	2 5 人	1 隊	5 人
救助隊	4 隊	2 0 人	1 隊	5 人

救急隊	3 隊	9 人	1 隊	3 人
後方支援隊	5 隊	14 人	1 隊	3 人
計	19 隊	76 人	5 隊	19 人

(3) 第三次派遣隊 (7月11日～12日)	うち、奈良市消防局			
都道府県指揮隊	2 隊	7 人	1 隊	3 人
消火隊	5 隊	25 人	1 隊	5 人
救助隊	4 隊	20 人	1 隊	5 人
救急隊	3 隊	9 人	1 隊	3 人
後方支援隊	5 隊	16 人	1 隊	3 人
計	19 隊	77 人	5 隊	19 人

4 提言等

本委員会では、付議事件「防災力向上及び県土の強靱化に関すること」について、「人命を守る」「県民の生活を守る」「迅速な復旧・復興を可能にする」の視点から調査検討してきた。

災害に強い県土整備による減災対策の推進、地域防災計画の着実な推進の観点から、次のとおりまとめ、提言を行う。

(1) 危機管理対応全体の基本的な考え方について

「奈良県国土強靱化地域計画」及び「奈良県地域防災計画」の実施計画として、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、防災・減災対策に取り組まれているところであるが、現実には、いろいろな分野において、それぞれに様々なリスク要因が存在する。現在は、県の関係部局が連携しながら、それぞれが個別にその対応を行っているところであるが、危機管理対応の基本的な考え方を整理し、総合的に対応できる体制を構築する必要がある。

また、風水害や土砂災害、地震災害など、最近発生している自然災害は、我々の想像を超える規模で発生している。県民の安心・安全を確保するため、財源の確保も含めて、これまで以上にソフト対策、ハード対策を講じることができる体制を構築する必要がある。

(2) 砂防指定地台帳の整備について

砂防指定地は、明治時代の字名で指定されているところが多く、県は、その正確な位置を登記情報等から特定できず、現在の字名及び地番による砂防指定地台帳及び附図の整備が十分にできていない状況である。

固定資産評価額の減価補正や砂防指定地内の行為制限など、個人の権利利益にも影響を及ぼすものであることはもとより、何よりも土砂災害を未然に防ぎ、また、

被害を最小化する減災対策を講じるためには、砂防指定地が正確に特定されている必要があり、砂防指定地台帳及び附図の迅速な整備が必要である。

(3) 帰宅困難者対策について

大地震等により、大規模災害が発生した際には、通勤、通学などで近隣府県に外出している県民が多数帰宅困難になることが想定される。帰宅困難者については、関西広域連合においても、帰宅支援に関する協議会が立ち上げられ、検討が行われているところである。協議会では、帰宅支援に関するガイドラインを策定するとともに、円滑な帰宅支援に向けた図上訓練や物資備蓄の促進などに取り組むこととしている。

しかしながら、帰宅困難者への支援については、住民への行為制限や義務づけも必要となることから、条例を制定することが必要であると考えられる。各府県域内の対応ではなく、広域的な対応が必要であり、近隣府県へ通勤、通学される県民が多く、県にとって切実な課題であることから、奈良県が主体となって関西広域連合に広域的な条例を制定するように働きかける必要がある。

(4) 県有施設等の安全対策について

県は、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的として奈良県耐震改修促進計画を策定している。中でも、県有施設等については、災害発生時に避難所として利用することも想定されることから、耐震性について十分に調査する必要がある。

特に、学校の校舎等については、構造耐震指標（I s 値）が著しく低い校舎等を使用している学校もあったことから、教育長等の出席を要請し、審議を重ねてきたところである。結果として、当委員会における質疑を踏まえ、知事から教育委員会に対し、県立高校の安全性の再確認と、安全確保のための措置について報告するよう要請が行われたこともあり、補正予算等によって一定の安全対策が講じられることになった。今後も、知事は公有財産の総合調整権を有することから、普段から利用している生徒や教員の生命・身体保護を最優先に十分な安全対策が講じられるよう、統一的・総合的な見地から調整・確認等をする必要がある。

(5) 避難行動要支援者等に対する支援について

東日本大震災などを踏まえ、2014年に災害対策基本法が改正されて、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、名簿作成が市町村に義務づけられ、要支援者ひとりひとりの個別支援計画の作成が求められている。しかしながら、県内市町村では個別支援計画の作成が十分に進んでいない状況であることから、市町村

の事情や状況を把握し、個別支援計画の策定を促進するよう取り組む必要がある。

また、避難所でのストレス等による体調悪化などで死に至る災害関連死が非常に大きな社会問題となっていることから、県内でも市町村で福祉避難所の指定が進められているところである。しかしながら、周知不足から障害者等が利用できない状況も見受けられる。福祉避難所の情報は避難所生活に不安を感じる障害者、高齢者にとって安心情報になるものであるから、ホームページだけでなく、防災ハンドブックや広報紙などにより、広く周知する方法を検討する必要がある。

さらに、奈良県では、外国人観光客が年々増加しており、災害時の外国人への支援も重要である。そこで、奈良県では猿沢インを外国人専用福祉避難所とする協定を奈良市と締結したが、県としては当該外国人専用の福祉避難所が災害時に十分に機能するよう、関係機関と連携し、周知方法等についても検討する必要がある。

(6) 浸水被害対策について

県は、大和川流域総合治水対策事業により、浸水被害の解消に向けて対策を講じているところであり、直轄遊水地の整備にも国と連携しながら取り組んでいるところである。しかしながら、近年、想定外の自然災害により、県内でも浸水被害が多く発生していることから、県民が安心・安全に暮らすことが出来るよう、十分な対策を講じる必要がある。

また、亀の瀬の地すべり対策については、大和川の流域対策に一定の影響を及ぼすため、国の事業ではあるが、地すべりの状況について調査を行い、適切に対応するよう努める必要がある。

5 おわりに

本委員会における調査においては、多くの行政担当者の出席を求め、県有施設の耐震化に係る調査を進めてきた。

今まで奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域と言われてきた。しかし、過去には宝永地震や伊賀上野地震など、大地震による被害が県内でも発生したことが記録されているだけでなく、今後南海トラフ地震による被害も懸念されているところである。

また、明治の十津川大水害、伊勢湾台風、大和川水害など幾度となく大きな水害が発生しており、平成23年9月の紀伊半島大水害では、台風12号がもたらした大雨により南部・東部の山間地域を中心に大規模な土砂災害が発生し、多くの貴重な命が失われたことは記憶に新しいところである。

県は、これまで、「奈良県国土強靱化地域計画」及び「奈良県地域防災計画」に基づき、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、大規模地震災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることが出来るよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指している。

しかしながら、県有施設等の実態を聴取した結果、構造耐震指標（I s 値）が著しく低い県有施設等が多数存在することが判明したところであり、県民の安全・安心を第一とした早急な対応が必要である。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なるため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要である。本議会としては、災害に強い県土整備による減災対策の推進、地域防災計画の着実な推進について引き続き調査、研究などを行うことが必要であることを申し添え、本委員会報告とする。